政策動向の分析

2022年7月4日（第1回）
2022年度JLA中堅職員ステップアップ研修(2)
領域：図書館を運営する

田原市図書館 是住 久美子

0．はじめに（自己紹介）

是住　久美子（これずみ　くみこ）

2003年～2018年
京都府立図書館勤務
2011年～2013年
国立国会図書館関西館勤務

2018年4月～
田原市図書館勤務
2019年4月から現職

2018年3月同志社大学大学院総合政策科学研究科修了（政策科学修士）
2020年9月～愛知大学非常勤講師（社会教育）

田原市図書館の概要

- 中央館
  2分館（赤羽根・渥美）
- 移動図書館車：2台
- 人口1人当　貸出11点
- 職員数：30名
  （正職13、会計年度任用職員17）
- 組織チーム：9チーム
  （PR、参考郷土、学校連携、児童、にじいろ、元気はいたつ便 ほか）

中央図書館（外観）

2階からの様子

本日のゴール

運営の基礎となる国や自治体の政策動向や社会環境の変化を知り、図書館経営にかかわる大局的な視点を得る。

チェックイン

アイスブレイクの導入

アイスブレイクとは、会議やワークショップで行われるレクリエーションの要素を取り入れた、場の空気を和らげたり、整えるためのアクション
参加者の緊張を和らげ、活発に意見を出しあえる環境をつくりだしていく→心理的安全性

4マス自己紹介、他己紹介、お絵描き
Good&New、1分時計、1円玉の大きさクイズなど

まず、チャット機能を使ってみましょう

6

1. 名前
2. 所属・図書館勤務何年目？
3. お昼ご飯、何食べた？
4. 受講のきっかけ

受講者一覧の上から順番に、1人1分程度で話してください
順番が来たら、マイクをオンにして話す。終わったらマイクをオフに

Ⅰ．統計から見る現代の図書館

公立図書館数の推移

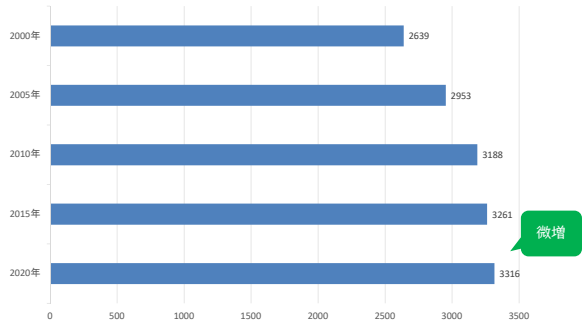

「日本の図書館統計と名簿」日本図書館協会

社会教育調査 資料より

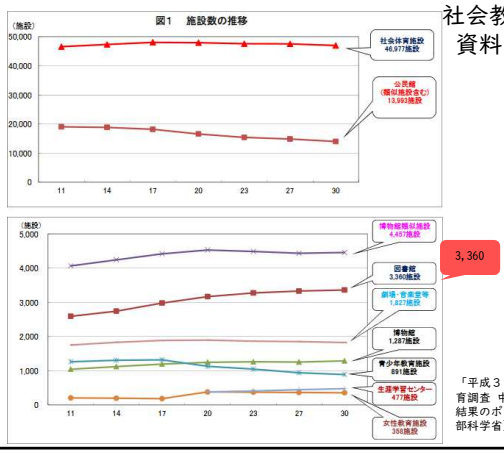

「平成３０年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント」（文部科学省）より

公立図書館の設置率の推移

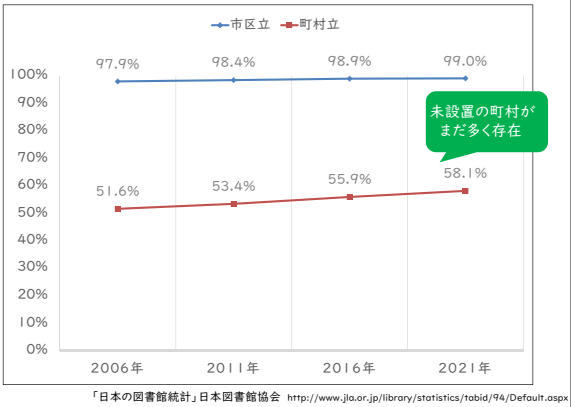

「日本の図書館統計」日本図書館協会 http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx

公立図書館設置率の推移(%)

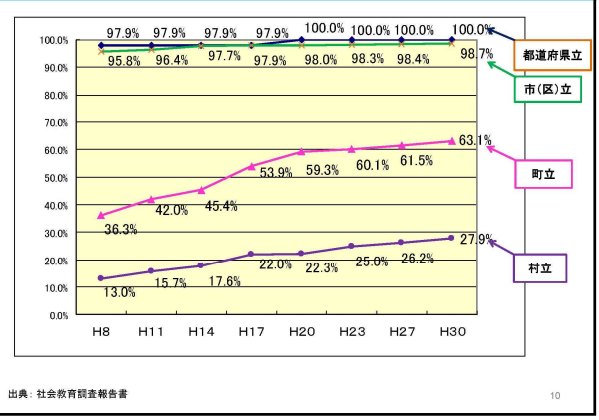

出典：社会教育調査報告書

公立図書館の貸出数の推移

図書館雑誌2019年6月号「日本の図書館統計と名簿」日本図書館協会

図書館の国民Ｉ人当たり貸出冊数

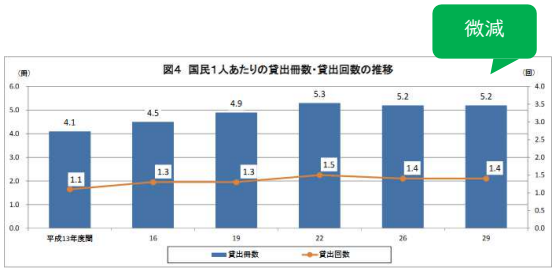

「平成３０年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント」（文部科学省）より

Ｉ施設当たりの利用者数の推移

「平成３０年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント」（文部科学省）より

公立図書館の図書館費・資料費の推移

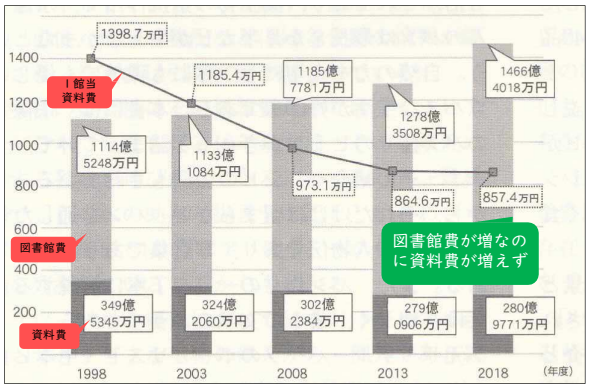

図書館雑誌2019年6月号「日本の図書館統計と名簿」日本図書館協会

職員数の推移

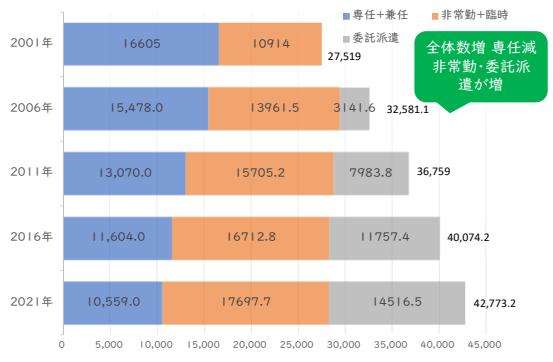

「日本の図書館統計」日本図書館協会 http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx
「日本の図書館 2006年」日本図書館協会

職員数の推移（割合）

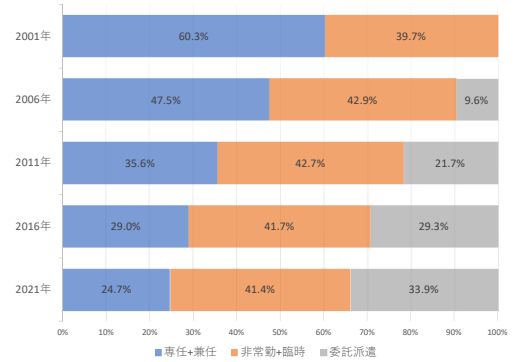

「日本の図書館統計」日本図書館協会 http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx
「日本の図書館 2006年」日本図書館協会

司書・司書補数の推移

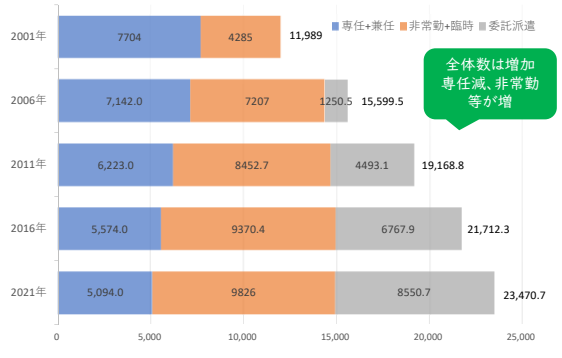

「日本の図書館統計」日本図書館協会 http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx
「日本の図書館 2006年」日本図書館協会

司書・司書補数の推移（割合）

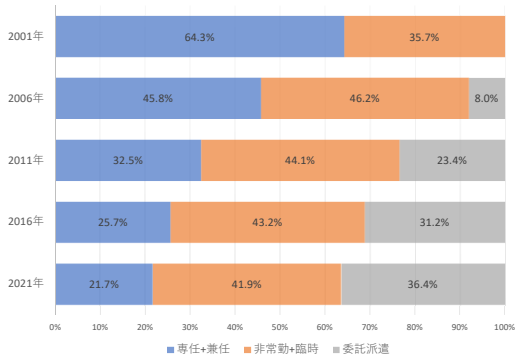

「日本の図書館統計」日本図書館協会 http://www.jla.or.jp/library/statistics/tabid/94/Default.aspx
「日本の図書館 2006年」日本図書館協会

1館当たりの職員数の推移

図書館雑誌2019年6月号「日本の図書館統計と名簿」日本図書館協会

市区町村立図書館の指定管理者導入状況

	特別区	政令市	市	町村	合計
自治体数	23	20	771	927	1741
2017年度までに導入	15	9	157	84	238
導入率	65.2%	45%	20.4%	9.1%	13.7%

	特別区	政令市	市	町村	合計	2019年までに導入
図書館数	225	284	2090	620	3219	
2017年度までに導入	119	63	307	62	551	606
①民間企業	119	51	252	28	450	483
②NPO	0	1	21	13	35	42
③公社財団	0	11	27	17	55	57
④その他	0	0	7	4	11	24
導入率	52.9%	22.2%	14.7%	10.0%	17.1%	

導入した館の指定管理者の性格(%):
①民間企業 81.7% ②NPO 6.4% ③公社財団 10.0% ④その他 2.0%

図書館雑誌2019年6月号「日本の図書館統計と名簿」日本図書館協会

指定管理者制度導入施設の割合の推移

（参考）指定管理者制度導入施設の割合の推移
全ての施設において，指定管理者制度導入施設の割合は増加している。

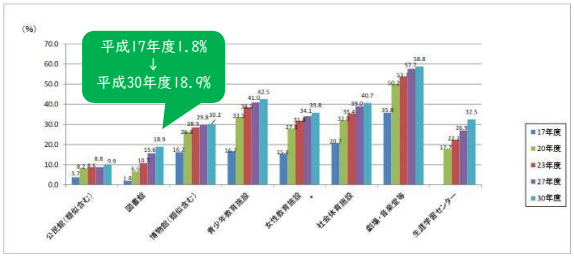

「平成３０年度社会教育調査 中間報告 調査結果のポイント」（文部科学省）より

2. コロナ禍における図書館

saveMLAKの調査より

休館している図書館数は基礎自治体で1,508館（休館率約92%）、都道府県で45館（休館率96%）となりました。

出典:saveMLAK COVID19の影響による図書館の動向調査（2020年5月6日）について

25

休館時にそれぞれの施設の役割は果たせたのか

国立国会図書館の意識調査より

「図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査」2020年12月実施

・公共図書館の利用

全体のうち「利用したいと思っていたが利用できなかった」と回答した人の割合にはほとんど変化がなかったものの，「利用したいと思わなかったので利用しなかった」と回答した人が7.9ポイント増加し48.3%となった。

27

国立国会図書館の意識調査より

「図書館利用者の情報行動の傾向及び図書館に関する意識調査」2020年12月実施

・図書館休館の影響

公共図書館を過去一年間に使ったと回答した人でも「あなたが普段使っている図書館は休館しましたか。休館した場合どのような影響がありましたか。」という質問には36.9%が「休館したが特に困らなかった」と回答した。一方「休館したためとても困った」と回答したのは全体の17.5%であった。

28

コロナ禍での新たな取り組み事例

・資料の郵送宅配

・電子書籍の導入

・デジタルコンテンツの利用促進

・オリジナルコンテンツ配信

・SNSの活用

saveMLAKによるCOVID-19図書館動向調査調査より

文部科学省資料より

図書館・学校図書館における新型コロナ予防ガイドラインの策定

図書館、学校図書館の全国組織が、開館の前提となる感染予防対策として実施すべき基本的事項を整理したガイドラインを策定

▸日本図書館協会

https://www.jla.or.jp/home/tabid/853/Default.aspx

▸全国学校図書館協議会

（5/14策定、6/30更新、8/17・9/9・10/19一部修正）

https://www.j-sla.or.jp/info-guideline.html

文部科学省資料より

79

ウィズコロナ・アフターコロナにおける図書館サービス

オンラインサービスへの取り組みは急務

電子書籍を導入すれば問題解決？

32

休憩中です
14時56分から再開します

ビデオをオフに

3. 国の図書館政策

人口減少時代の新しい地域づくりに向けた社会教育の振興方策について

（答申）

平成３０年１２月２１日

中 央 教 育 審 議 会

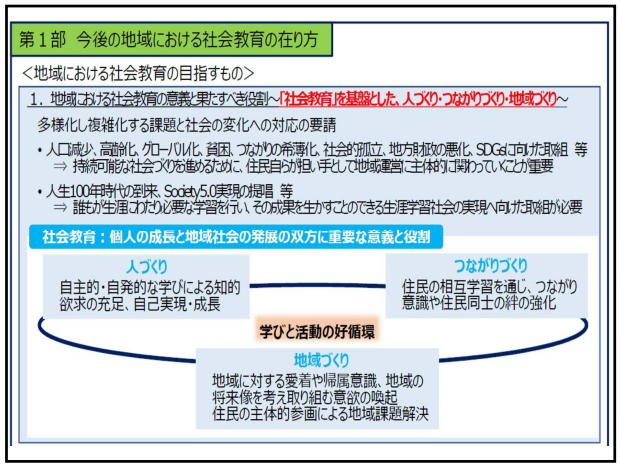

２．新たな社会教育の方向性 ～開かれ、つながる社会教育の実現～

住民の主体的な参加のためのきっかけづくり

社会的に孤立しがちな人々も含め、より多くの住民の主体的な参加を得られるような方策を工夫し強化

ネットワーク型行政の実質化

社会教育行政担当部局で完結させず、首長、NPO、大学、企業等と幅広く連携・協働

地域の学びと活動を活性化する人材の活躍

学びや活動と参加者をつなぎ、地域の学びと活動を活性化する多様な人材の活躍を後押し

開かれ、つながる社会教育へ

<「社会教育」を基盤とした、人づくり・つながりづくり・地域づくりに向けた具体的な方策>

１．学びへの参加のきっかけづくりの推進

- 様々をベースとした学び、地域防災、健康長寿など、関心の高い学習、学びや活動のきっかけづくりを工夫
- 子供・若者の参画を促し、地域との関わりの動機付けとなり得る成功体験づくり
- 社会で孤立しがちな人に対して、福祉部局等との連携により、アウトリーチの取組を強化
- 各地における具体的な取組の収集・共有、地域における活動の事例分析と周知

２．多様な主体との連携・協働の推進

- 首長部局との連携を効果的に図るため、総合教育会議の活用や、部局間の人事交流を推進
- NPO、企業、大学等と行政関係者との積極的な意見交換や協議
- 地域学校協働活動を核にした社会教育と学校教育の一層の連携・協働

３．多様な人材の幅広い活躍の促進

- 地域の課題解決等に熱意を持って取り組む多様な人材を社会教育の活動に巻き込み、連携
- 教育委員会における社会教育主事の確実な配置、多様な主体による「社会教育士」の取得推奨

４．社会教育の基盤整備と多様な資金調達手法の活用等

- 各地方公共団体における十分な社会教育費の確保を含めた基盤整備
- クラウドファンディング等の多様な資金調達手法の活用

1

第２部　今後の社会教育施設の在り方

<今後の社会教育施設に求められる役割>

社会教育施設には、地域の学習拠点としての役割に加え、以下のような役割も期待。
- 公民館：地域コミュニティの維持と持続的な発展を推進するセンター的役割、地域の防災拠点
- 図書館：他部局と連携した個人のスキルアップや就業等の支援、住民のニーズに対応できる情報拠点
- 博物館：学校における学習内容に即した展示・教育事業の実施、観光振興や国際交流の拠点

<今後の社会教育施設の所管の在り方>

このような中、地方公共団体から、地方公共団体の判断により、地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管することができる仕組み（以下「特例」という。）を導入すべきとの意見が提出。これについて検討し、必要な措置を講ずる必要（「平成29年の地方からの提案等に関する対応方針」（平成29年12月26日閣議決定））。

生涯学習社会の実現に向けた横断的・総合的な教育行政の展開に向け、社会教育に関する事務については今後とも教育委員会の所管を基本とすべき。
一方、地方の実情等を踏まえ、より効果的と判断される場合には、地方公共団体の判断により地方公共団体の長が公立社会教育施設を所管できる特例を設けることについて、社会教育の適切な実施の確保に関する制度的担保が行われることを条件に、可とすべき。

2019年6月に「読書バリアフリー法」[※1]が成立しました！

※1　正式名称は「視覚障害者等の読書環境の整備の推進に関する法律」です

「読書バリアフリー法」とは？

障害の有無に関わらず、すべての人が読書による文字・活字文化の恩恵を受けられるようにするための法律です。
さまざまな障害のある方が、利用しやすい形式で本の内容にアクセスできるようにすることを目指しています。

どんなことが変わる？

図書館の本も、書店で販売される本も、一層利用しやすい形式になっていきます。ぜひ、図書館の本やサービスを利用してみてください。

紙の本
- 文字の大きさや色を変える
- 漢字にふりがなを付ける
- 内容を音声で読み上げる
- スイッチを使ってページをめくる

デジタルの本

パソコン・タブレット・スマートフォンを使って、さまざまな便利な機能により、自分に合った方法で読める本が増えます。

文部科学省啓発用リーフレットより

図書館で利用できるサービス

公立図書館

貸出・郵送サービス

さまざまな種類の本の貸出を行っています。
点字・録音図書や雑誌は、一部の障害者に無料で郵送できます。本を自宅に郵送してくれる図書館もあります。

対面朗読サービス

図書館の本や持参した本を、朗読者が直接読み上げます。
短いものは電話で対応してくれる図書館もあります。

機器の利用

読書を支援する機器を利用できる図書館もあります。
機器の使い方も教えてくれます。
- 文字を拡大して表示する「拡大読書機」
- 音声DAISYなどを再生するための「DAISY再生機」

点字図書館

図書や雑誌の録音・点訳・貸出を中心に、目の見えにくい方に向けた相談も受け付けています。福祉サービスや施設の紹介、視覚障害者用機器の使用方法の説明などです。蔵書にない印刷物の録音・点訳、対面朗読サービス、点訳・音訳をする人の養成も行っています。

図書館で利用できるさまざまな本

大活字本

目の見えにくい方にも読みやすいように、大きな文字で書かれています。

点字図書

点字に翻訳（点訳）された本です。点を使って図や絵を表したものを「点図」といいます。点字と点図を透明なシートに打って、絵本に貼った「点訳絵本」もあります。

LLブック

やさしい言葉で分かりやすく書かれた本です。ピクトグラム（絵文字）や写真・図を使って理解を助けています。

布の絵本・さわる絵本

布・革・毛糸などを用いて作られた絵本で、触って絵の形が分かるようになっています。ボタンをとめたり、ひもを通す仕掛けがあり、楽しみながら読むことができます。

文部科学省啓発用リーフレットより

DAISY[※2]

※2　「Digital Accessible Information System」（アクセシブルな情報システム）の略称です

デジタル録音図書の国際標準規格です。
目次から、読みたい見出しやページに移動することができます。

音声DAISY

図書や雑誌の内容を朗読して音声にしたものです。
図や写真の説明も入っています。
目次やページ情報が収録されているので、本をめくるように飲むことができます。
音声の速さを変えることができます。

マルチメディアDAISY

文字や画像をハイライトしながら、その部分の音声と一緒に飲むことができます。
パソコンやタブレットなどを使って再生します。
文字の大きさや背景の色を変えることができます。

電子書籍

目の見えにくい方などに配慮した電子書籍は、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、目次から読みたいページに移動したり、文字の大きさ・色・フォント・背景の色を変えることができます。
内容を音声で聴くことができる電子書籍も増えています。

インターネットによるサービス

目の見えない方・見えにくい方、活字の図書を読むのが難しい方が、無料で利用できるサービスです。

サピエ図書館

インターネット上の電子図書館です。30万タイトル以上の録音・点字・電子図書を、パソコン・スマートフォン・専用機器を使って、読んだり聴いたりできます。録音・点字図書の貸出を依頼することもできます。国立国会図書館（視覚障害者等用データ送信サービス）のデータも、一部を除いてサピエ図書館で利用できます。

利用方法
- 利用には申し込み手続きが必要です
- サピエ図書館に登録している図書館で利用することもできます
- お近くの点字図書館・公共図書館か、サピエ事務局へお問い合わせください

国立国会図書館 視覚障害者等用データ送信サービス

国立国会図書館や全国の公共図書館や大学図書館などが製作した約３万点のDAISY・テキストデータ・点字データなどを、インターネット経由で利用できます。

文部科学省啓発用リーフレットより

改正著作権法が成立（令和3年5月26日）

国立国会図書館が各地の図書館向けに行っている絶版本などのインターネット送信の対象を一般に拡大

公布から1年以内に施行　来年6月までの利用開始を目指す

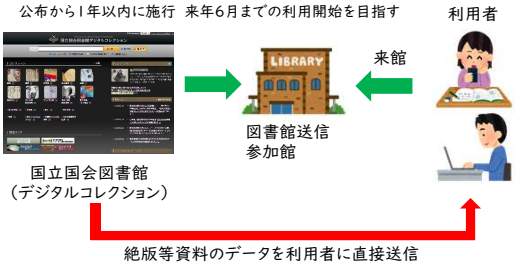

NDL個人向けデジタル化資料送信サービス開始（令和4年5月19日）

国立国会図書館の個人向けデジタル化資料送信サービス

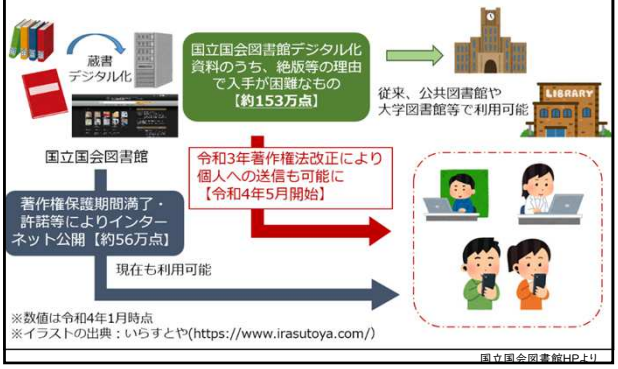

国立国会図書館HPより

改正著作権法が成立（令和3年5月26日）

図書館の蔵書を電子データ化し、利用者にメールで送信できるようにする
図書館蔵書はコピーのファクス送信もできるようにする

公布から2年以内に施行

図書館等公衆送信サービスに関する関係者協議会の補償金分科会等で検討中

補償金に関するスキーム（イメージ）

補償金額の認可

・指定管理団体が、①**図書館等の設置者の代表からの意見聴取**を経て、②**補償金額案を決定**し、③文化庁長官に対して**認可申請**を行う。
・**文化庁長官**は、④**文化審議会への諮問**を経て、⑤適正な額であると認めるときは**補償金額の認可**を行う。

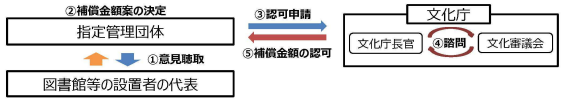

（※）なお、この補償金は、裁定制度における補償金のように、個別の利用ごとにアドホックに定められるものではなく、**図書館等における送信サービスにおいて幅広く適用される一般的な基準**として定められるもの。

補償金の徴収・分配

・**各図書館等**が、**個別の送信ごとに利用者（受益者）から補償金を徴収**し、一括して**指定管理団体に支払う**（その際、**送信実績もあわせて送付**する）
・指定管理団体は、**送信実績**をもとに、**各分野の権利者団体などを通じて権利者・出版社に分配**。

文部科学省資料よりc

デジタルアーカイブの整備
ジャパンサーチ正式版公開（2020年8月）

地域アーカイブとの連携（つなぎ役）

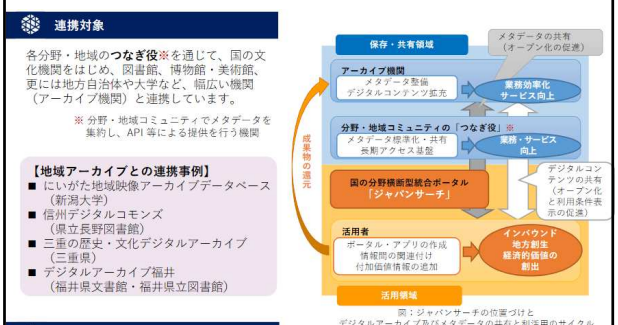

図：ジャパンサーチの位置づけとデジタルアーカイブ及びメタデータの共有と利活用のサイクル

4. 自治体の図書館政策

総合計画（基本構想・計画・マスタープラン）

地方自治法第2条第4項「市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行うようにしなければならない」という条項規程によって1969年に法制化された制度。

2011年5月「地方自治法を改正する法律」により、基本構想の法的な策定義務がなくなった。

総合計画（基本構想・計画・マスタープラン）

総合計画の構成例

基本構想（10年程度）
　―基本計画（5年程度）
　　―実施計画（3年程度）

行政における計画の意義

計画：目的や目標のための合理的な手段と方法を体系的にまとめたもの

行政における計画は、政策課題の解決を政策目的として捉え、その目的達成のために最も望ましいと考えられる手段と方法を体系化した行政活動案

52

行政経営と計画

行政管理から行政経営へ

行政管理：行政活動が一律的・集権的に管理され、公共サービスが行われる。予算や人が投入される時点での管理に重点

行政経営：公共サービスを利用した人々にどれだけの成果を生み出したかを重視。

53

行政経営と計画

行政を経営する　マネジメントの視点

的確に政策課題を捉え、政策目的達成のために有効な手段と方法を選択し、体系化する

目標の設定→実行→成果の測定と評価→次期計画の策定へ

54

客観的な根拠に基づくＰＤＣＡサイクルの推進

ＥＢＰＭ（ Evidence-based Policy Making）
証拠に基づく政策立案

期待する成果と達成手段の論理関係を明らかにし、政策が目的達成に有効であるかを確かめる

→ロジックモデルの活用

例）田原市図書館生涯読書振興計画
http://www2.city.tahara.aichi.jp/section/library/aboutlibrary.html

55

総合計画体系図の例

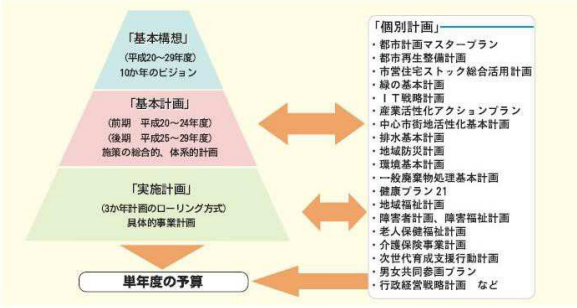

大垣市　総合計画の体系図より
https://www.city.ogaki.lg.jp/sp/0000002142.html

個別計画

教育基本振興計画

生涯学習推進計画

図書館サービス計画

図書館サービス（基本）計画と上位計画との整合性は？

上位計画に図書館が位置付けられているか

自治体の課題

・少子高齢化、人口減少
・税収減少、予算規模縮小
・職員減少、非正規化
・地域コミュニティの衰退

58

行政の仕組み（予算はどう決まるか）

・会計年度は4月～3月
・会計年度における歳出（1年間の支出）は、<u>その年度の歳入（1年間の収入）を充てる</u>

→予算編成（1年間の収入見込みを立てて支出の計画をつくる）

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

行政の仕組み（予算はどう決まるか）

予算編成のスケジュール例

予算編成方針の通知、説明会（10月中～下旬）
経常的予算要求締切（11月上旬）
経常的経費ヒアリング（11月中旬～）
臨時的経費（重点事業）要求締切（11月中旬）
予算要求の公表（11月下旬）
臨時的経費（重点事業）ヒアリング（11月下旬～）
財政課長査定（12月中旬）
予算の市民説明会（12月中旬）
首長査定（1月上旬）、予算内示（1月中旬）
最終内示（1月下旬）、予算案公表（2月上旬）

各課（図書館も）が予算要求を行う

吉田博他「自治体　予算要求の実務」より

議会との関係

２月に翌年度の予算案を議会に提出

３月中に議会の承認を受ける
議会が予算案の内容を審査し、問題がなければ多数決で予算が承認され翌年度からお金を使えるようになる

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

財政状況

財政力指数

財政の豊かさを表す指数。自治体を運営するのに必要な経費に対して、自前の収入（税収など）がどれくらいあるかを示す数値。1に近いほど財政に余裕があるとされ、1を超えると国から地方交付税が交付されず「不交付団体」と呼ばれる。

朝日新聞デジタル用語解説より

→ RESAS

62

厳しい財政状況

支出は収入の範囲内でないと使えない
【財源】
- 特定のことにしか使えない特定財源
  補助金など
- 自由に使うことができる一般財源
  市税など

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

厳しい財政状況

義務的経費
　必ず払う必要がある経費
　　公債費（借金の返済）
　　扶助費（社会保障生活保護、児童手当等）
　　人件費（職員の給与等）

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

厳しい財政状況

さらに老朽化してきた施設の修繕費が増える

一般財源の使い道
- 過去の公共事業で作った借金の返済が高止まりで続く
- 社会保障費が増え続けている

→必ず払う必要がある義務的経費の割合が高くなる

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

厳しい財政状況

新たな政策に投資する財源がない

収入を増やすか支出を減らすか
　収入はすぐには増えない（税収減）
　→今やっていることの見直し
　　選択と集中

　　自治体のビジョン（総合計画）が重要に！

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

厳しい財政状況

事務事業の見直し（手法）
- スクラップアンドビルド
  別事業を廃止して新規事業を行う
- シーリング
  要求枠を設定

吉田博他「自治体　予算要求の実務」より

厳しい財政状況

- 「要るものは要る」は通用しない
- 全体最適の視点も大事
- 使うために「稼ぐ」工夫
  特定財源を確保する
  協賛金や寄付金を募る

今村寛「自治体の台所事情　財政が厳しいってどういうこと？」より

外部資金の調達

- 交付金、補助金、助成金
  GIGAスクール、DX、デジタル田園都市など
- 寄付
  地元のライオンズクラブ、ソロプチミスト、
  地元信用金庫

  古本市→売上で図書の購入へ

外部資金の調達

- ふるさと納税
- 広告収入
  雑誌スポンサー、貸出レシート、バナー
- ネーミングライツ
- クラウドファンディング

外部資金の調達

2. ふるさと納税

岡山県

http://www.libnet.pref.okayama.jp/top/furusato/furusato.htm

堺市

https://www.city.sakai.lg.jp/smph/kosodate/library/oshirase/lib-furusato.html

56

外部資金の調達

3. 広告収入

安城市（雑誌スポンサー）

横浜市（貸出レシート）

さいたま市（バナー広告・マット）

56

外部資金の調達

3. ネーミングライツ

大阪市立図書館

河内長野市

56

外部資金の調達

4. クラウドファンディング

海士町図書館

指宿市図書館

56

外部資金の調達

支援と資金を同時に集める
共感してもらう工夫
継続して支援してもらうための工夫

懸念事項
・外部資金で調達した金額
→予算削減につながることも

休憩中です
15時45分から再開します

事前課題の共有

事前課題

勤務する図書館の所在地の自治体の最新の財政力指数と経常収支比率を調べ、他の自治体（任意に選択）と比較して気づいたことなどをA4用紙1枚以内にまとめて提出してください。

78

【グループでシェア】
15分

まちづくりと図書館

公共施設等総合管理計画

昭和40年代～50年代に大量に建てられた公共施設の大規模修繕、建て替え時期が到来

自治体の財政状況の悪化→全ての施設の現状維持は不可能

人口減少、高齢化→公共施設に対する需要の変化

公共施設の見直し

耐震化、長寿命化、統合、廃止を計画的に行う
PPP,PFIの活用

中心市街地の活性化に関する法律の一部を改正する法律

住宅や店舗の郊外化、中心部の空洞化
人口減少、高齢化→行政サービス、インフラの全域維持が困難に

コンパクトシティの実現へ

中心市街地に都市機能を高密度にまとめ、徒歩や公共交通での移動がしやすい都市
インフラの維持管理、福祉・医療等の行政サービスも効率化

中心市街地の活性化

にぎわいの創出

③ 事業効果の想定
○豊橋駅前大通二丁目地区第１種市街地再開発事業
本市の中心市街地のにぎわい・回遊拠点としての機能を有していた狭間児童広場、名豊ビル、開発ビル等のリニューアルを図り、商業・業務・住宅機能とまちなか広場（仮称）やまちなか図書館（仮称）を含む公共公益機能を一体的に整備し、本市の中心市街地のにぎわいの創出を図っていくものである。

豊橋市　「第２期豊橋市中心市街地活性化基本計画」より

図書館の持つ集客力の高さに注目

図書館の首長部局への移管

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律（第９次地方分権一括法案）　2019年3月
図書館、博物館、公民館等の公立社会教育施設について、自治体の判断によって教育委員会から首長部局へ移管可能に

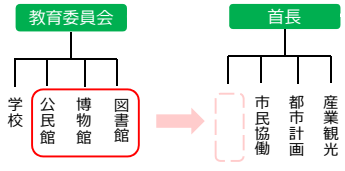

図書館の首長部局への移管

図書館をまちづくりの中核施設にという思惑

- 観光や産業を所管する部署との連携が円滑になる（かも）
- 他部署と一緒に補助金を申請することなどで予算が潤沢になる（かも）

- 政治的中立性の確保への懸念
- 継続性・安定性の確保への懸念
- 教育機関としての役割衰退の懸念
- 指定管理者制度の導入が進む（かも）

デジタル化を進めながらも場としての図書館も大切

災害などで必ずどこかの地域でハード（建物）やインフラが被害を受け、使えなくなる。

その時に、人々の命を救い、支えあうために社会的インフラが必要

それはコロナ禍においても同じ

『集まる場所が必要だ 孤立を防ぎ、暮らしを守る「開かれた場」の社会学』エリック・クリネンバーグ

社会的インフラ
　図書館、学校、広場など

86

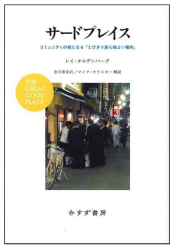

サードプレイス
コミュニティの核になる
「とびきり居心地よい場所」

第一の居場所

第二の居場所

第三の居場所

5. 図書館の運営方法の変化

合理化が進む中

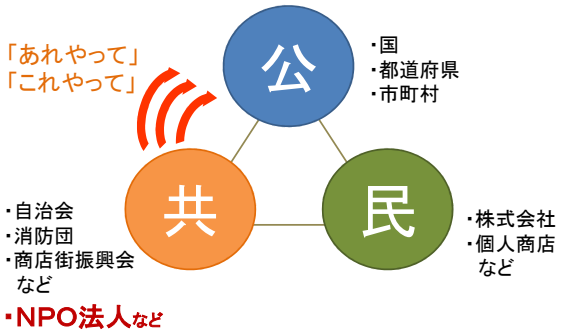

出典：NPO法人テダス田畑昇悟

【今の日本】

- 人口の減少
- 生産人口の減少
- 公務員の人口も減少

⇒ 行政サービスも減らさざるを得ない!

出典：NPO法人テダス田畑昇悟

しかも！市民のニーズは多様化していくのに、
行政は「公平性」を求められるため、
特定の地域や集団だけの課題に対しては、
対応しにくいし、気づきにくい。

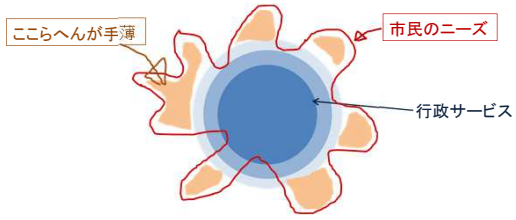

⇒ 企業やNPOの方が手を出しやすい！

出典：NPO法人テダス田畑昇悟

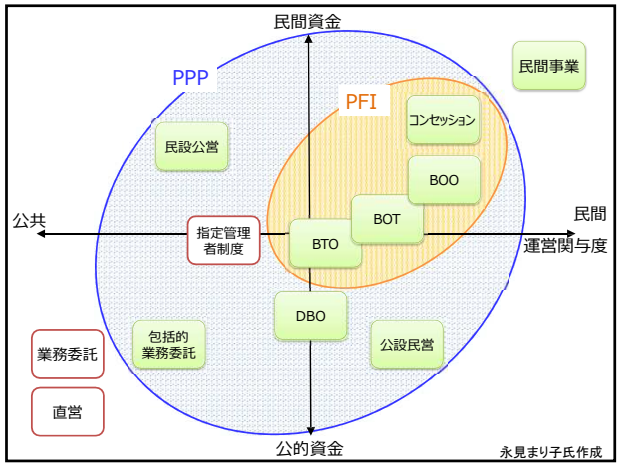

PPP/PFI

PPP（Public Private Partnership）
行政と民間が連携して「公共サービスの提供等」を効率的かつ効果的に行うこと

PFI（Private Finance Initiative）
公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

公民連携　公の比率が大

直営
- 正職員のみ
- 正職員＋会計年度任用職員
- 正職員＋会計年度任用職員＋施設維持管理等委託
- 正職員＋会計年度任用職員＋施設維持管理等委託
  ＋図書館業務委託
- 会計年度任用職のみ

など

公民連携　民の比率が大

指定管理者制度
2003年6月スタート。公共施設等の管理、運営を企業やNPOなどの民間組織に運営を任せることができるようになった

指定管理者は建築はやらない

PFI
1999年7月スタート。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う手法

PFIの基本スキーム

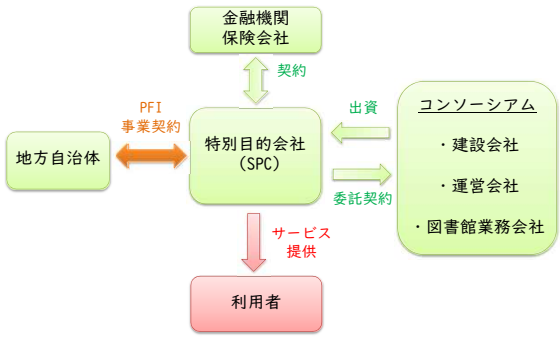

PPP・PFIでも図書館は直営パターン

・安城市図書情報館（アンフォーレ）
サービスの継続性を重視し、図書館は直営とした

・紫波町図書館（オガール紫波）
PPPによる建物建設後、図書館部分をSPCが紫波町に売却。町が運営。

地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律案の概要

地方公共団体における行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を推進するため、地方公務員の臨時・非常勤職員（一般職・特別職・臨時的任用の3類型）について、特別職の任用及び臨時的任用の適正を確保し、並びに一般職の会計年度任用職員の任用等に関する制度の明確化を図るとともに、会計年度任用職員に対する給付について規定を整備する。

1. 地方公務員法の一部改正 【適正な任用等を確保】

地方の厳しい財政状況が続く中、多様化する行政需要に対応するため、臨時・非常勤職員が増加（①45.6万人→②49.8万人→③59.9万人→④64.5万人）しているが、任用制度の趣旨に沿わない運用が見られ、適正な任用が確保されていないことから、以下の改正を行う。

（1） 特別職の任用及び臨時的任用の厳格化

① 通常の事務職員等であっても、「特別職」（臨時又は非常勤の顧問、参与、調査員、嘱託員等）として任用され、その結果、一般職であれば課される守秘義務などの服務規律等が課されない者が存在していることから、法律上、特別職の範囲を、制度が本来想定する「専門的な知識経験等に基づき、助言、調査等を行う者」に厳格化する。

② 「臨時的任用」は、本来、緊急の場合等に、選考等の能力実証を行わずに職員を任用する例外的な制度であるが、こうした趣旨に沿わない運用が見られることから、その対象を、国と同様に「常勤職員に欠員を生じた場合」に厳格化する。

（2） 一般職の非常勤職員の任用等に関する制度の明確化

法律上、一般職の非常勤職員の任用等に関する制度が不明確であることから、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定を設け、 その採用方法や任期等を明確化する。

2. 地方自治法の一部改正 【会計年度任用職員に対する給付を規定】

地方の非常勤職員については、国と異なり、労働者性が高い者であっても期末手当が支給できないため、上記の適正な任用等の確保に伴い、以下の改正を行う。

○ 会計年度任用職員について、期末手当の支給が可能となるよう、給付に関する規定を整備する。

【施行期日】 平成32年4月1日

Ⅲ 地方自治法の一部改正

第１ 会計年度任用職員に対する給付（第２０３条の２及び第２０４条関係）

フルタイムの会計年度任用職員については、給料、旅費及び一定の手当の支給対象とし、パートタイムの会計年度任用職員については、報酬、費用弁償及び期末手当の支給対象とするものであること。

会計年度任用職員に対する給与については、フルタイム、パートタイムにかかわらず、新地方公務員法第２４条に規定する職務給の原則、均衡の原則等に基づき、従事する職務の内容や責任の程度、在勤する地域等に十分留意しつつ、地域の実情等を踏まえ適切に定めるべきものであること。

また、通勤に係る費用については、平成２６年７月４日付総務省自治行政局公務員部長通知「臨時・非常勤職員及び任期付職員の任用等について」（総行公第５９号）では費用弁償として支給できることを示していたが、通勤手当又は費用弁償として、適切に支給すべきものであること。加えて、時間外勤務手当又はこれに相当する報酬については、正規の勤務時間を超えて勤務することを命じた場合には、適切に支給すべきものであること。

さらに、期末手当については、適正な任用・勤務条件を確保するという改

好む好まざるにかかわらず図書館においても公民連携はいっそう進む傾向にある

・直営であっても、正規職員が減少し、非正規職員が主力になっている現状がある

・直営であれ、指定管理であれ、限られた資源を使って、質の高い図書館サービスを持続的に提供し、図書館員の専門性が世間に理解されなければ、本来の意味での図書館は滅びてしまうかも

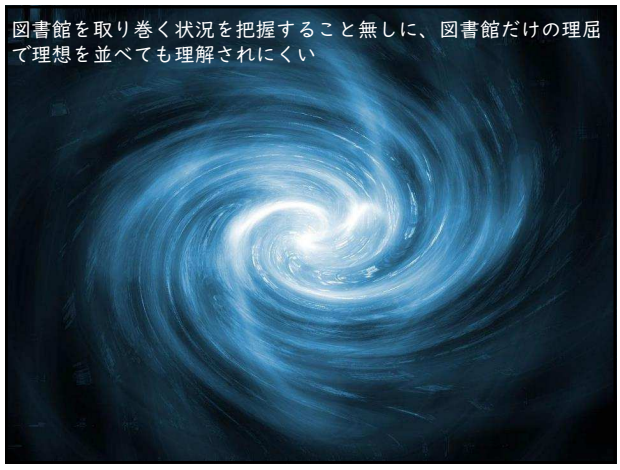

図書館の役割はより重要に

少子化、縮小社会、地域の危機
→持続可能な地域づくりのためには
　行政のみならず社会全体が公共性を持つ必要がある。

住民自ら様々な情報を収集し、多様な人たちと協働しながら地域づくりを進める必要
→図書館の役割はますます重要になる

地域のアクターと共創

図書館から地域へ出て図書館へのニーズを掘り起こし、図書館の可能性をひらく

まちの課題はまちに出ないと分からない

ファシリテーター、コーディネーター、プロデューサーのスキルが必要に

おわり